

未来社会空間の創生 卓越 RA の実施内規

2019.02.15

- ・東京大学卓越 RA 制度に基づく。

<https://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/notice/index.php?q=29090>

- ・未来社会空間の創生における卓越 RA 費は、下記条件の下、月額 18 万円とする。
- ・下記の者は卓越 RA 費を受給できない。

学術振興会特別研究員

国費留学生（CSC 等、日本国以外からの支援を含む）

博士課程リーディングプログラムに所属し、経済支援を受ける学生

他の国際卓越大学院プログラムから経済支援を受ける学生

東大フェロシップ学生

SEUT-RA を受給する学生

企業等に勤務している社会人学生

- ・企業、財団等から奨学金(給付型)等を受給している学生は、受給総額 18 万円を上限として卓越 RA 費を受給できる。ただし、その奨学金等規定が許可している場合に限る。
- ・TA、研究室予算による RA については、あくまでも研究業務に対する対価として卓越 RA 費を受給することを念頭に、研究業務に支障が生じない場合のみ可能である。受給総額 28 万円を越えて卓越 RA 費を受給することはできない。
- ・卓越 RA の委嘱は年度単位とし、Interim Review, Qualifying Examination に合格すれば、大学院標準修業期間内で、更新できる。
- ・本規定は変更する場合がある。